

## 公益財団法人とちぎ男女共同参画財団評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人とちぎ男女共同参画財団定款第13条の規定に基づき、公益財団法人とちぎ男女共同参画財団（以下「財団」という。）の評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の額)

第2条 評議員が財団の評議員会に出席したときは、報酬を支給する。ただし、本人からの申し出により無報酬とすることができる。

2 前項の報酬の額は日額とし、報酬の額は非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年栃木県条例第53号）の例により支給する。

### (費用弁償の額)

第3条 評議員がその職務により評議員会に出席したときは、本人からの請求に基づき費用弁償として交通費実費額を支給する。

### (支給方法)

第4条 評議員の報酬及び費用弁償の支給方法は、評議員会の会議に出席する都度、現金で直接本人に支払うものとする。ただし、本人から申し出のある場合には口座振替の方法により支給できる。

### (雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、財団が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。